（登録状の再交付）

第二十五条の二十二の二　登録人は、登録状を破損し、汚し、失つた等のために登録状の再交付の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一　登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録の番号

三　再交付を求める理由

2　前項の申請書の様式は、別表第六号の八のとおりとする。

3　第二十二条第五項の規定は、第一項の規定により登録状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、登録状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

第六節　登録後の手続

（登録局の開設の届出等）

第二十五条の二十三　法第二十七条の三十一の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～四　略］

［削る］

五　［略］

六　［略］

［2　略］

3　法第二十七条の三十一の規定による届出は、別表第三号の七の様式により行うものとする。

［4　略］

（登録局の廃止の届出）

第二十五条の二十四　法第二十七条の二十六第一項の規定による登録局の廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出して行うものとする。

［一・二　略］

［削る］

［削る］

三　［略］

四　［略］

五　包括登録に係る全ての登録局を廃止したときは、その旨

2　前項の届出書の様式は、別表第七号の三のとおりとする。

（変更登録の申請）

第二十五条の二十五　法第二十七条の二十三第一項又は第二十七条の三十第一項の規定による変更登録の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出して行うものとする。

［一　略］

二　登録の番号

［三　略］

［2　略］

3　前二項の申請書及び届出書の様式は、別表第四号の三のとおりとする。

（無線設備等保守規程の認定の申請）

第二十五条の二十六　［略］

2　前項の申請書の様式は、別表第八号の三のとおりとする。

［新設］

第六節　登録後の手続

（登録局の開設の届出等）

第二十五条の二十三　法第二十七条の三十一の総務省令で定める事項は、次の事項とする。

［一～四　同上］

五　登録の年月日

［同上］

六

七

［同上］

［2　同上］

3　法第二十七条の三十一の規定による届出は、別表第五号の十一の様式により行うものとする。

［4　同上］

（登録局の廃止の届出）

第二十五条の二十四　法第二十七条の二十六第一項の規定による無線局の廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した文書を総合通信局長に提出して行うものとする。

［一・二　同上］

三　無線局の種別

四　登録の年月日

［同上］

五

［同上］

六

七　包括登録に係るすべての登録局を廃止したときは、その旨

［新設］

（変更登録の申請）

第二十五条の二十五　法第二十七条の二十三第一項又は第二十七条の三十第一項の規定による変更登録の申請をしようとするときは、次の事項を記載した申請書を総合通信局長に提出して行うものとする。

［一　同上］

二　登録の年月日及び登録の番号

［三　同上］

［2　同上］

［新設］

（無線設備等保守規程の認定の申請）

第二十五条の二十六　［同上］

2　前項の申請書の様式は、別表第五号の十二のとおりとする。